

土木設計の役割分担

仕様書内容は発注者責任

国土省 条件明示へ指針作成

国土交通省は7日、「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」（座長・小澤一雅東大大学院工学系研究科教授）で、土木コンサルタントなど調査・設計業務における受発注者の役割分担明確化に向け、2011年度にも「条件明示ガイドライン」を作成する考えを提示した。発注者側の責任範囲を「仕様書などの記載内容、発注者の指示、貸与品」と位置付け、発注者が受託者に明示すべき項目などをガイドラインで明確にする。受発注者の役割と責任を明確にする一方で、設計ミスなどを防止する考えだ。

土木設計業務では、設計ミスなどの防止が課題となっており、設計成果品の品質を確保する方策を同懇談会で審議している。国土省は前回の会合で、受託者には瑕疵担保責任が発生し、照査も実施しているため成果品への責任は受託者側にあるという考えがある一方で、成果品を検査しているため責任は発注者にあるという考えもあるなど、間違いがあつた時とされていることを挙げ、この3点については発注者の責任と位置付ける考え方を示した。また、契約書第9条などで調査職員の役割として指示、承諾、回答、協議などの必要な時点での履行も発注者の役割とした。これらの点で確認不足や技術的エラー、条件明示不足、指示不足が発生しないように

いることについては、発注者が計算結果の妥当性をすべて確認することが不可能であり、受託者も資格を持った技術者が照査していることから、「検査したことをもって受注者の瑕疵担保責任が免れるものではない」とした。ただし、発注者が実施する合理的な検査方法と確認方法については検討する。契約書や仕様書に記載された書類と成果品がそろっているか、仕様書などに記載された設計条件が反映されているか、照査技術者が照査しているかなどを検査することとした。検査する項目を「検査技術基準」としてまとめる。

工程管理や品質管理などは基本的に受託者の責任であるとの位置付けであるものの、受託者だけの取り組みでは改善が困難な「環境的要素」を排除する取り組みを進める。

11年度から発注する業務について、▽履行期限が年度末に集中するといったことを避けるための履行期限の平準化▽受発注者が設計方針を共有するための現地合同踏査の実施▽業務スケジュールを受発注者で確認する業務スケジュール管理表の作成▽受発注者からの質問・協議にできるだけ早く応じる「ワンデーレスポンス」の4点を本格実施する。

3/8

〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目五番十七号
 建設コンサルタント協同組合
 三洋ビル三階三〇